

規制シート(様式)

(別紙1)

160194802050001

平成27年5月14日

規制の名称	医療法第27条の規定に基づくCT搭載車等移動式医療装置の使用前検査及び許可の取り扱いについて	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	医療法(昭和23年法律205号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	医政局総務課長 土生 栄二
規制目的	医療法の趣旨を損なわせることのないよう現行の構造設備基準に係る取扱いを維持しつつ、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)を踏まえ、事務手続の簡素化・弾力化のために、当該通知において定める取扱いとしているもの。		
規制内容の概要	当該通知の適用に関し、下記の事項について、全国統一された運用となっていないケースがあること。 (1)構造物変更許可申請のみを当該通知の対象とし使用許可やX線備え付け届け、廃止届けは対象外として都度要求されるケースがあること (2)当該通知の対象は病院のみとし診療所を認めないケースがあること (3)当該通知の対象はCT搭載車移動式医療装置のみとし、「これに準ずる医療装置を含む」を適用せずMRI搭載車移動式医療装置を対象外とするケースがあること	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	(1)当該通知において事務手続きの簡素化の対象となるものを明確化し、再周知を行うことで対応する (2)再周知の際に、当該通知の対象については、医療法第27条の規定に基づく検査及び許可の対象となる医療施設であることを明確化することで対応する (3)再周知の際に、MRI搭載車移動式医療装置については医療法上自主検査によることを認めている旨明示をする	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成27年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

0001

160194802050001

<p>通知・通達等の名称 (発信者等を含む。)</p>	<p>医療法第27条の規定に基づくCT搭載車等移動式医療装置の使用前検査及び許可の取り扱いについて(平成20年7月10日付医政局長通知)</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>医療法第27条</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>当該通知については、医療法の趣旨を損なわせることのないよう現行の構造設備基準に係る取扱いを維持しつつ、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)を踏まえ、事務手続の簡素化・弾力化のために、当該通知において定める取扱いとしているものであるため。</p>